

公の施設に係る令和 7 年度からの指定管理者の選定に向けて

議会全員協議会
令和 6 年 10 月
企 画 財 政 部

1. 今年度末をもって指定期間が終了する施設について

現在、市民文化系施設・スポーツ施設や観光関連施設・産業系施設を中心に、13 の公の施設において指定管理者制度を導入しており、このうち 6 施設については、今年度末で現行の指定期間が終了。

2. 新たに指定管理者制度を導入する施設について

天橋立駐車場及び宮津駅前駐車場について、令和 7 年 4 月から新たに指定管理者制度を導入。

3. 令和 7 年度からの指定管理者の選定に向けて

今年度末をもって指定期間が終了する 6 施設と新たに指定管理者制度を導入する 2 施設について、令和 7 年度からの指定管理者の選定に向けた整理を行った。

(1)指定管理者選定委員会の意見を踏まえた指定管理者制度の導入、更新方針

指定管理者選定委員会（令和 6 年 9 月 4 日開催）において、指定管理者制度の導入又は更新の可否、募集方法（公募/非公募）、指定期間について意見をいただき、下記のとおり取り扱うこととしたところ。

【令和 7 年度からの指定管理者制度の導入又は更新を決定した施設】

◆上記 1 の今年度末をもって指定期間が終了する施設

＜非公募により指定管理者の候補者を選定する施設＞

●実践活動施設として一括管理の 4 施設【更新・3 年間】

（みやづ歴史の館、宮津市中央公民館、宮津市民体育館、宮津運動公園）

令和 2 年度から 5 年度にかけて実施した民間意向に基づく事業化の可能性調査を踏まえて、みやづ歴史の館（宮津市中央公民館含む）は、引き続き公共施設として維持管理していくことになることから、1 年間としてきた指定期間を標準の 3 年間に戻すこととする。

＜公募により指定管理者の候補者を選定する施設＞

●宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場は除く）【更新・1 年間】

当施設の指定期間は、（運営にあたり設備投資等を必要とすることから）5 年間とするのが望ましいところではあるが、島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化に係る検討を踏まえて方向づけしていくことになっていることから、柔軟に対応できるよう例外的な取扱いとして 1 年間とする。

●前尾記念クロスワークセンターMIYAZU【更新・5 年間】

当施設の目的である「関係人口づくり」の取組み等は、長い目線で関係性を構築していく必要がある中、宮津市指定管理者制度運用ガイドラインで定める「公募を行う場合で、指定管理者にとって中長期的な視点に立った人材の確保と育成、機材の購入、リース等の計画が立てやすくなり、参入事業者が期待できると判断した場合」を適用して 5 年間とする。

◆上記 2 の新たに指定管理者制度を導入する施設

＜公募により指定管理者の候補者を選定する施設＞

●天橋立駐車場及び宮津駅前駐車場【導入・5 年間】

観光のまちにある公設駐車場として、これまで直営で運営してきたところであるが、民間のノウハウや設備の導入による利便性の向上や、民間活用による収益の向上を図るため、両駐車場に指定管理者制度を導入することとし、更には、複数の施設を一括して管理運営をする方が、スケールメリットの活用等、効果的かつ効率的であることから、両駐車場の指定管理者は一括指定することとする。指定期間は、投資回収の観点などから 5 年間とする。

(2)今後の対応について

【公募・非公募による指定管理者の候補者の選定準備】

募集要項を作成し、指定管理者の候補者から事業計画・収支計画等の提出を求める。（募集期間：概ね 2 か月程度）

【第 2 回指定管理者選定委員会の開催（指定管理者の候補者の選定）】

委員会において事業計画・収支計画等の評価を行い、委員会からの意見を踏まえ、指定管理者の候補者を決定し、3 月市議会に指定議案を提案。

指定管理者制度の導入等検討施設一覧

＜指定管理者制度を導入する施設の選定基準＞

【 指定管理者制度を導入する施設 】

- ① 管理者に一定の裁量(ソフト面の自主企画、利用料金制等)を委ねることで、「サービスの向上」、「行政経費の節減」等の効果が期待できる施設
- ② 類似する複数の施設を一体的に管理することで、効率性等の効果が期待できる施設

【直営(業務委託を含む)により管理運営する施設】

- ① 施設の維持補修など定型的な維持管理業務を中心に運営する施設で、管理者の裁量余地が見込めない施設
- ② 法律等により、民間事業者等が行うことに明確に制約がある施設
- ③ 施設の性格等、行政で行わなければならない明確な理由がある施設
- ④ 施設や事業の規模が小さいなど、指定管理者制度を導入するメリットがない施設
- ⑤ その他、指定管理者として適切な民間事業者が存在しないことが明らかな場合など、市の直接的関与が必要であると判断される施設

＜指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）の選定基準＞

◆公の施設の管理を民間事業者等(指定管理者)に委ねる場合は、「公募が原則」です。

※「宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第2条（指定管理者の公募）

【公募によらず非公募で選定を行うことができる場合】

※「宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」第2条（公募の例外）

- ① 施設の管理上「当該地域の団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合
- ② 「市が関与又は育成することが必要と認める団体」で、その活動目的に関係する施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
- ③ 「施設に活動拠点を置く団体」を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- ④ 「専門的で高度な技術を有する団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合
- ⑤ 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、「公募する暇がない」場合

■地域コミュニティ施設、市民文化系施設、スポーツ施設

施設名	現在の状況				令和7年度以降の管理方針等			
	管理方法	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	現在の指定管理者	管理方針	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	特記事項等
みやづ歴史の館	5.指定管理（非公募）	【非公募】 ②「市が関与又は育成することが必要と認める団体」で、その活動目的に係る施設の管理を行わせることが適当と認められる場合	1年間 R06	(公財)宮津市実践活動センター	指定管理者制度の導入を継続する	【非公募】 ②「市が関与又は育成することが必要と認める団体」で、その活動目的に係る施設の管理を行わせることが適当と認められる場合	3年間 R07～ R09	現指定管理者は、昭和61年に市が出損出資し設立に至った法人であり、「市民の実践活動を援助、促進するための事業」を一手に引受けて行うことで公益性の高いサービスが提供できるため、引き続き非公募により選定することとしたい。 また、令和2年度から5年度にかけて実施した民間意向に基づく事業化の可能性調査(※)を踏まえて、みやづ歴史の館(宮津市中央公民館含む)は、引き続き公共施設として維持管理していくことになることから、1年間としてきた指定期間を標準の3年間に戻すこととしたい。 ※ みやづ歴史の館が建つ区域をBエリアとして当調査を実施。その調査結果による方針等が決まるまでに柔軟な対応ができるように、令和3年度から令和6年度までは指定期間を1年刻みとしてきた。 当調査により、既存施設への民間投資リスク等から民間収益施設の誘致は困難であることが明確となったことから、Bエリアでの民間資金等による事業化の可能性は低いと見られ、今後は、公共施設として利活用していくことになるもの。
宮津市中央公民館	(同 上)							【指定管理者選定委員会における主な意見】 収益をあげる施設ではなく、団体の設立背景・目的もあり、非公募とすることは適当である。 施設の方向性が見えてきた中で、利用者に対して安定してサービスを提供する点、設備投資の点から、指定期間3年間とすることは適当である。
宮津市民体育館								
宮津運動公園								

■観光関連施設、産業系施設

施設名	現在の状況				令和7年度以降の管理方針等			
	管理方法	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	現在の指定管理者	管理方針	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	特記事項等
5宮津まちなか 地域振興拠点施設 （立体駐車場は除く）	4.指定管理（公募）	【公募】	4年 8か月間 R02～ R06	ハマカゼプロジェクト(株)	指定管理者制度の導入を継続する	【公募】	1年間 R07	公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による原則のとおり公募としたい。 指定期間については、運営にあたり設備投資等を必要とすることから5年間とするのが望ましいところではあるが、<u>当施設を軸とした活性化の検討に基づく方向づけが決まるまでに柔軟な対応が出来るようにする(※)</u>ため、最短の1年間(みやづ歴史の館ほか実践活動施設に倣い1年刻み)としたい。 ※ みやづ歴史の館でも触れた、令和2年度から5年度にかけて実施した民間意向に基づく事業化の可能性調査において、当施設が建つ区域をDエリアとした。 当調査により、隣接の島崎公園(当調査におけるCエリア)と連携した、公設民営による道の駅拡充であれば事業化の可能性は高いことが判った。 今後は、当施設と島崎公園が一体となった「交流拡大」ゾーンとして、専門的な調査も実施しながら官民連携による事業化・手法を検討することをスタートしたところ。 【指定管理者選定委員会における主な意見】 指定期間1年間とするなら非公募とする考え方もあるが、当施設を含めたエリアの活性化を検討している段階であることを受けた例外的な扱いのもとでの公募とする。
6前尾記念 クロスワークセンター MIYAZU	4.指定管理（公募）	【公募】	3年間 R04～ R06	(株)FoundingBase	指定管理者制度の導入を継続する	【公募】	5年間 R07～ R11	公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による原則のとおり公募としたい。 指定期間については、<u>当施設の目的である「関係人口づくり」の取り組み等は、長い目線で関係性を構築していく必要がある(※)</u>中、宮津市指定管理者制度運用ガイドラインで定める「公募を行う場合で、指定管理者にとって中長期的な視点に立った人材の確保と育成、機材の購入、リース等の計画が立てやすくなり、参入事業者が期待できると判断した場合」を適用して5年間としたい。 ※ 当施設は、遊休施設であった旧前尾記念文庫を、令和3年度にリノベーションし、令和4年度から指定管理者制度を導入して運営しているところであるが、新規の試みで様子を見る必要もあったため、導入時の指定期間は標準の3年間とした。 今後は、当施設が更なる関係人口創出の拠点となるよう、民間活力を最大限に活かしていく。 【指定管理者選定委員会における主な意見】 特になし

■その他公共施設_現市営駐車場

施設名	現在の状況				令和7年度以降の管理方針等			
	管理方法	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	現在の指定管理者	管理方針	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	特記事項等
7 天橋立駐車場	2.直営（事業等委託）				指定管理者制度を導入する	【公募】	5年間 R07～ R11	両駐車場は、観光のまちにある公設駐車場であり、天橋立駐車場にあっては宮津市公共施設再編方針書の中で「利便性と収益の向上に努める。」と今後の対応方針を掲げていることもあり、<u>民間のノウハウや設備の導入による利便性の向上や、民間活用による収益の向上を図るため、共に指定管理者制度を導入する(※)</u>こととしたい。 更には、複数の施設を一括して管理運営をする方が、スケールメリットの活用等、効果的かつ効率的であることから、両駐車場の指定管理者は一括指定することとし、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による原則のとおり公募としたい。 指定期間については、指定管理者が運営を行うに当たり、相当の設備投資等を必要とすることから、投資額の回収に要する期間も鑑み、5年間としたい。 ※ 管理者に一定の裁量(ソフト面の自主企画、利用料金制等)を委ねることで、サービスの向上や行政経費の節減等の効果が期待でき、また、類似する複数の施設を一体的に管理することで、効率性等の効果が期待できることから、指定管理者制度を導入することとしたい。 指定管理者制度を導入するにあたっては、「施設の利用に係る料金を市の収入ではなく、指定管理者の収入」とする利用料金制を導入して、「施設運営の実情により、指定管理料を支払わず、指定管理者の経営努力のみで対応する」ことや、「収益の一部(固定収益金)を納付する」ことなども検討したい。
8 宮津駅前駐車場	2.直営（事業等委託）				指定管理者制度を導入する	【公募】	5年間 R07～ R11	【指定管理者選定委員会における主な意見】 指定管理者制度を導入すること、候補者選定は公募によることについては意義なし。ただし、指定期間については、投資回収に要する期間などがポイントになると考えるので、先進事例の再確認、民間企業から聴取・調査して、投資回収に要する期間など改めて調査・整理し、最適な指定期間を設定され、条例の可決後、公募を開始されたい。